

公立大学法人制度の概要

1 公立大学法人制度

公立大学における「大学改革」の取り組みとして、行政の直営から法人に移行し、「民間的発想」によるマネジメントを取り入れながら、自律的、弾力的、効率的な大学運営に転換する制度として、地方独立行政法人法に基づいて平成16年4月に施行された。

2 公立大学法人化の経緯

長岡造形大学の公立大学法人化については、同大学が現在取り組む大学改革（教育研究の質の向上、地域貢献活動の推進、大学経営の安定化）をさらに進める有効な手段になるものと認識し、平成26年4月に法人化した。

3 目標による業務管理

市長が定める中期目標（6年間の大学運営の基本方針）に基づき、法人は中期計画及び年度計画を定め、計画的に業務を運営し管理を行う。

4 業務実績の評価

- (1) 法人は、業務実績について、評価委員会の評価を受ける。
- (2) 市長は、業務実績の評価結果を議会に報告する。

5 審議機関の設置

法人は、経営審議機関と教育研究審議機関を設置する。

6 財務及び会計

- (1) 法人の会計は、企業会計原則による。
- (2) 市は、法人の業務運営に必要な金額（運営費交付金）を法人に交付する。

7 情報公開

- (1) 業務実績の評価結果の公表
- (2) 財務諸表の公告と一般閲覧